

# 東京都公文書館だより

## Tokyo Metropolitan Archives News

第16号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成 21 年度登録第 7 号

平成 22 年 3 月発行

【印刷】

(株)まこと印刷

### 《目次》

平成 21 年度第 2 回企画ロビー展 増上寺と徳川家霊廟の近代	1
太平洋戦争中の文書の疎開	3
現代公文書の公開 (30 年公開)	5
事業紹介 文書引継ぎ担当者説明会	6
刊行物のご案内 『都史資料集成』第 9 巻	7
利用案内	8

## 平成21年度第2回企画ロビー展 増上寺と徳川家霊廟の近代

### 企画ロビー展の開催

東京都公文書館ではロビーの一部に展示コーナーを設け、館業務のご紹介と所蔵資料の展示を行っています。平成 21 年度の第 2 回企画ロビー展として、「増上寺と徳川家霊廟の近代」を開催しました（会期：平成 21 年 10 月 26 日～平成 22 年 1 月 15 日）。本事業は 2009 東京文化財ウィーク（東京都教育委員会主催）参加企画であり、また港区立港郷土資料館で開催された特別展「増上寺徳川家霊廟」と連携し、展示資料・講演会・図録作成等、相互協力の下に実施したものです。

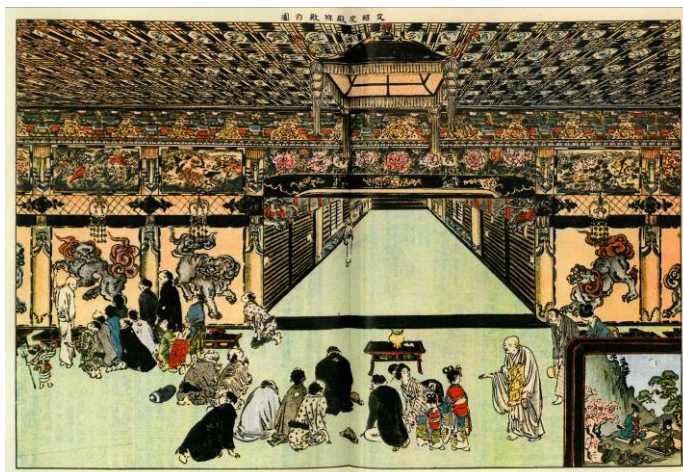
企画展では次のような構成で当館所蔵の古文書・公文書・絵図等をご紹介します。

1. 江戸の名刹 増上寺
2. 明治維新と増上寺 蚕食される境内
3. 太政官公園の制定 芝公園と増上寺
4. 徳川家霊廟の近代

ここでは、本企画展のトピックスをご紹介します。

### 失われた国宝建造物群

右の絵（図 1）は、我が国初のグラフ雑誌といわれる『風俗画報』が臨時増刊として刊行した「新撰東京名所図会」に描かれた文昭院（6 代将軍家宣）の霊廟のうち、権現造りの社殿内部の図です。欄間には百花百鳥の彫刻が用いられ、金箔押しの



《図 1》文昭院殿拝殿の図

（『新撰東京名所図会』第七篇 芝公園之部・中 明治 30 年 7 月）

壁面には大獅子が描かれています。天井は吹寄格天井、格間には雲鳳の文様が彩画されていました。華麗にして荘厳な、死した将軍のための空間。あるいは日光東照宮を想起される方もいらっしゃるのではないのでしょうか。まさにその通り、芝増上寺の徳川家霊廟群は、昭和 5 年、「文化史乃至建築史上」の価値を評価され国宝に指定されたものです。日光東照宮に匹敵する霊廟群が東京の中心部に立ち並んでおり、上の図が示すとおり一般の公開に供されていたこととなります。今日ならば、東京の観光資源としても大いに脚光を浴びたに違いありません。



《図2》明治6年2月（増上寺）一山坪数取調書 附図  
 （「公園地境界取払の儀内務省へ経伺の上戸長へ達」明治9年『芝公園書類・乙号』）  
 【請求番号：608.A5.12】

しかし、残念なことに昭和20年5月25日の大空襲により、これらの霊廟群は灰燼に帰しました。多くの方の記憶からも消えてしまった増上寺徳川家霊廟のイメージを明確にすること、これが本展示のひとつのねらいでした。

#### 江戸から明治へ 増上寺の変遷

江戸時代の増上寺は3つの固有の機能を果たしていました。第1は、徳川將軍家の菩提寺としての機能、第2は、浄土宗の僧侶養成機関のセンターとしての機能、そして第3に、命令・伝達を統括する「総録所」としての機能です。そのため、江戸時代後期の増上寺は南北約900メートル、東西約800メートルという広大な寺域の中に、多数の子院、三千人の学僧を収容したといわれる学寮群、方丈役所等を充実させていたのです。

しかしこのことは、明治維新後新たに設立された国の諸機関がその施設や人員収容先として目を付けるという結果をもたらしました。

これに拍車をかけるように明治4年（1871）正月には寺社領上地の太政官令が布告され、1万7千石余りの寺領からの収入を失い、境内以外の土地が所有地でなくなります。以後、子院・学寮の統廃合や海軍等への売却が進むことになりました。

さらに明治6年正月、太政官公園制定の布告が出され、増上寺は浅草寺・寛永寺・富岡八幡宮・

飛鳥山とともに公園地に指定されていきます。東京府がこれらの公園の経営を本格化させるのは明治9年以降となります。

なお將軍のための追悼儀礼空間であった徳川家霊廟区域は、明治4年8月に東京府から徳川家に下げ渡すという形で私有地として確定しています。

こうして、広大な面積を誇った増上寺の寺域は、狭義の寺院空間、徳川家私有地のほか、海軍・開拓使等の機関所有地に蚕食されていきつつ、全体に公園地としての指定がかかるという複雑な展開を遂げることになったのです。上の図(図2)は、明治6年段階の土地利用区分を示す図を利用し、明治9年4月段階での公園地を朱の点線で書き加えたものです。

今日、芝公園は中心部に増上寺とホテルを置き、その周囲を取り囲むような形で存在しています。「薄皮饅頭の皮」とも揶揄されるというその公園の景観には、江戸から明治へと増上寺が直面した激動の歴史が刻印されていることとなります。

なお、本企画ロビー展の概要と出展資料については、港区立港郷土資料館特別展図録『増上寺 徳川家霊廟』66頁以降にも紹介があります。あわせてご参照いただければ幸いです（図録についてのお問合せは、同資料館・03-3452-4966へ）。

## 太平洋戦争中の文書の疎開

前号では、昭和 18 年（1943）7 月 1 日に東京都庁が開庁したところまでお話ししました。今回は、都庁開設から半年後に実施された文書疎開についてお話をしたいと思います。なお、ここに登場する都庁舎は、新宿庁舎へ引っ越す前の丸の内時代の旧都庁舎（現国際フォーラム）のことですから、あらかじめお断りしておきます。

昭和 18 年といえば、太平洋戦争も 3 年目となり、戦況も次第に悪化、日本本土への空襲も視野にいられた対策が政府において検討されはじめた時期にあたります。

折しもヨーロッパ戦線では、ドイツ諸都市に対するイギリス空軍による大規模な地域爆撃が繰り返されていました。とりわけ、同年 7 月 24 日夜から 9 日間にわたって実施されたハンブルクに対する大規模空襲は、市街地 25.6 平方キロメートルを焼き尽くし、死者 5 万人（推定）を出す大きな被害を与えました。まだ燃えさかる市街地への反復爆撃は、ハンブルク上空に猛烈な上下気流をまきおこし、時速 240 キロにもおよぶ強風によって発生した火災旋風は、樹木を根こそぎにし、自動車を空中へまきあげ、980 度の熱風となってアスファルト道路を炎上させ、防空壕に流れこんで退避した人たちを窒息死させたと言われています（ライフ第二次世界大戦史・ヨーロッパ航空戦）。

この空襲の惨害は、ドイツ戦争指導者たちはもちろんのこと、同盟国である日本政府にも大きな衝撃を与えました。政府は、9 月 21 日、帝都および重要都市における防衛力強化のため工場家屋等の疎開および人員の地方転出方針を含んだ「現情勢下における国政運営要綱」を閣議決定し、さらに 28 日には官庁の地方疎開に関する件、ついで翌 10 月 12 日には第一次疎開候補として本郷の東京帝国大学など直轄の大学、工場、研究所、事業所等 31 機関を閣議決定して具体的な疎開対策に着手しています（国立公文書館所蔵資料）。

こうした動きをうけて、都庁では第一次庁舎疎開計画が策定され、その計画の一環として文書庫（文庫）疎開計画が、昭和 18 年も押しつまった 12 月 22 日に決定をみています。長官官房文書課が起

案し、東京都次長松村光磨の決裁印のあるこの計画をみてみますと、まず疎開対象となった文書庫（文庫）として、丸ノ内食堂 3～6 階（延べ 320 坪）、土蔵文庫（同 40 坪）、玄関側（同 10 坪）、都委員会室隣文庫（同 10 坪）、徳川邸の地下文庫（同 10 坪）の合計 390 坪があげられています。丸ノ内食堂とは、昭和 7 年竣工した公設食堂で、新宿移転前には東 3 号分庁舎と呼んでいた建物です。国際フォーラムの東、JR の線路をはさんだ向かい側にありましたが、建物はすでに取り壊されています。徳川邸とは、千駄ヶ谷にあった徳川宗家の邸宅のことで、昭和 18 年 1 月東京市が武道館建設のため敷地建物とも買収したものです。現在は東京体育館になっています。

文庫の疎開先は、四谷区谷町（現在の新宿区若葉町 3 丁目）にあった元教育研修所と渋谷区若木町（現在の渋谷区東 4 丁目）の公園内にあった防衛局若木町倉庫の 2 か所、合計 360 坪余をそれぞれ四谷文庫、若木町文庫として指定しました。防衛局というのは防空法に基づいて設置された東京都の組織です。防空資材を備蓄した倉庫の空きスペースを文書庫として活用することにしたわけです。

皆さんの中には、四谷も渋谷も、疎開というにはあまりに都心ではないかと思われる方が多いのではないのでしょうか。実際、一年後には南多摩地方への再疎開を余儀なくされていますが、この段階ではまだ空襲がどの程度の規模になるか誰にもわかっていなかったことに加えて、文書の出納等の利便性を考えてこのような場所に落ち着いたものと思われる。

疎開する文書は、東京府、東京市から引き継いだ文書 16 万冊のうち、疎開前整理で廃棄等の処分を行った残りの 10 万冊とされました。前号で説明したとおり、都庁はなにしろ半年前に出来たばかりの役所ですから、文書庫に保存するほどの文書はまだありません。疎開対象になったのは旧東京府庁、旧東京市役所から引き継いだ文書ばかりであったということに注意しておいてください。

文書の内訳をみると、四谷文庫へは、旧町村公文書 9,000 冊、旧府人事課文書 1,000 冊、旧市一

種文書(除証憑)13,000冊。若木町文庫へは、旧復興事業局文書13,000冊、旧府文書(除人事課)27,000冊、旧市二種文書27,000冊、旧市証憑書5,000冊。これを合計すると95,000冊で10万冊に足りませんが、記録のままとしておきます。

一種、二種とあるのは保存年限を表し、一種が永久保存です。旧町村公文書とは昭和7年と11年に東京市へ編入した84か町村から引き継いだ公文書のことです。

文書疎開については、わからないことがたくさんあります。たとえば復興事業局文書13,000冊とありますが、現存している文書はわずかに1冊しかありません。また旧町村公文書についても現存するものはせいぜい数百冊で、9,000冊にはとてもおよびません。

想像を絶する物資不足から貴重な紙資源として再生利用されたものが相当数にのぼったのではないのでしょうか。もちろん空襲で焼失したものもありました。

太平洋戦争後に作成された資料によれば、昭和20年3月、若木町文庫の文書を、防衛局が都民の衣類疎開用にと借りあげていた南多摩郡由木村(現八王子市)の造り酒屋玉菊酒店の酒蔵へ再疎開を行いました。その作業がまだ完了しない5月25日、山の手方面への大空襲によって若木町倉庫は直撃弾を受け、2万冊(4万冊と書いた資料もあります)の文書が焼失したといわれています。丸焼けになった文書のかたまりは熾き火(おきび)のようになって何日も消えず、夜になると巨大な火の玉が付近の住民を怖がらせたといえます。

当時文書疎開の実務にあっていた川崎房五郎(元東京都公文書館職員、故人)は、この時のことを回想して「ただ残念なのは昭和の東京市大疑獄事件などと云われ、世間の注目を集めた魚河岸移転の「板船事件」に関する裁判の調書類(山のようにはありました)が全部全く灰になってしまったことでした。せっかく努力し皆の力をかりて何とか運んだのだに思うと残念でなりません。他の昭和のむしろ重要な文書が同時に灰になってしまいました。」と述べています。

この一連の文書疎開の過程で、事前に廃棄すべきとされた東京府文書のうち、明治期の1万冊ほどが、歴史資料として当時長官官房文書課に所属

していた市史編纂室(通称)に引き継がれました。前記川崎の回想によれば、「そこへ、東京府が室の都合からかよくわかりませんが、突然丸の内都庁の庭へ文書をほうり出し、積み重ね、私たち市史編纂の方へ明治四十五年までの文書を引き渡す、これはあく迄歴史資料として引き渡すのだとって来たのです。私たちの困惑は並大抵のものでなかったのです」ということですが、市史編纂室では、それまで『東京市史稿』の編さんのために、明治時代の東京府の公文書をたびたび借覧していましたから、こうした切迫した段階で旧東京府の文書担当者から歴史的な文書として移管したいという話が出たのでしょう。戦時下、疎開の混乱のなかで、市史編纂室が奇しくもアーカイブスとしての機能を果たしたということになります。

市史編纂室では文書課職員の協力を得て、これを疎開でがら空きとなっていた丸の内食堂内の文書庫へとりあえず運び込み、埼玉県騎西町、東武電車加須駅から4キロの所にある農家の土蔵を借りあげて疎開することにしました。昭和19年3月6日に文書課が起案した「東京市史編纂資料疎開に関する件」(次長松村光磨決裁)によれば、疎開先は「周囲広闊にして樹木多く、直撃弾以外全く類焼に依る被害は考慮せられず」とあります。

輸送手段としては、すでにトラックなど手配しにくい時代でしたから、文書課から交通局へ掛け合せて都バス2台を借り受け、座席を全部取り払って窓にベニヤ板を張り、床から天井まで文書をぎっしりつめるように改造したといえます。また運搬に要する人手は、これまた教育局総務課勤労動員係に頼んで京北中学学徒報国隊の生徒を斡旋してもらい無事疎開作業を終えたのでした。

太平洋戦争後、GHQの指令で、これら疎開文書の復帰を行うことになりました。長官官房文書課では、焼け残った四谷文庫を中央保存所として文書を復帰させ、ここを文書課四谷分室としました。この分室が、昭和27年、都政史料館となり、さらに昭和43年には港区海岸に建物を新築移転して東京都公文書館となって今日に至っているのです。

\*詳細は「書庫の不思議 太平洋戦争下における東京府・市文書の疎開について」(東京都公文書館研究紀要第3号、平成13年)参照。

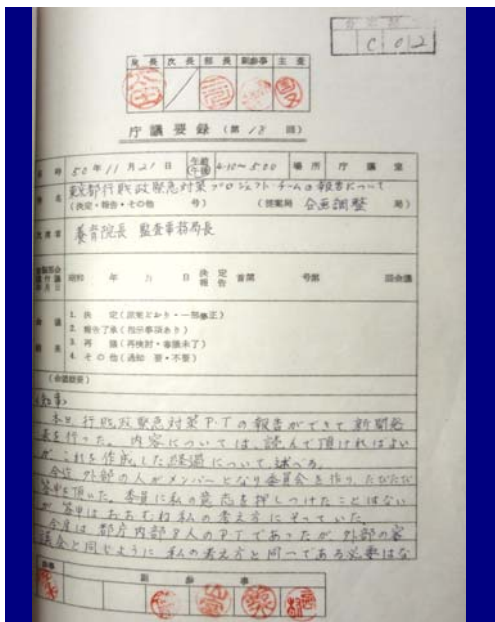


## 現代公文書の公開（30年公開）

一般に「公文書館」と言うと、黄ばんだ和紙に毛筆で文字が書かれた「歴史資料」を想像されるかもしれませんが。当館でも東京都の前身である東京府・東京市から引継いだ文書を歴史的公文書として保存・公開しています。

さらに平成6年4月から、都の公文書で作成又は取得後30年経過した文書については、作成局と協議した上で公開する「30年公開」事業を開始しました。これは、一定期間が経過した文書については煩雑な情報公開の手続を経なくても住民の方が利用できるように、積極的に情報を提供するもので、平成21年4月現在では、昭和18～53年度までに作成された文書約10万5000件を公開しています。

では、実際に公開されている公文書を見てみましょう。下の資料は平成18年度に公開された昭和50年度の庁議文書です。



《資料》

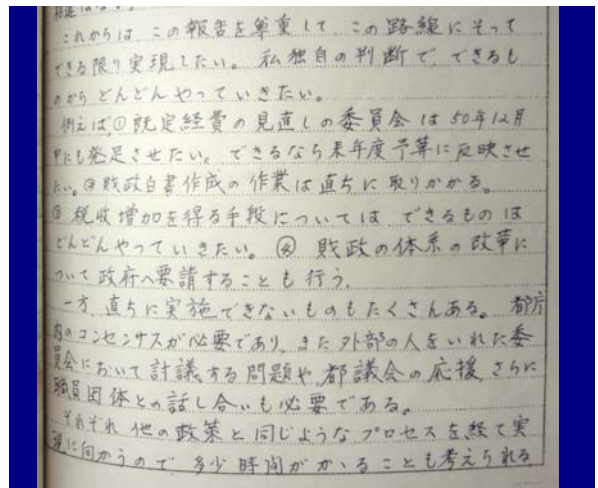
【庁議】東京都行財政緊急対策プロジェクトチームの報告について

【請求番号：ツ100.1.8】

### 庁議

庁議とは、知事が主催し、副知事以下各局長等の都幹部が出席して都政の重要な課題について審議する会議です。

昭和50年7月、都財政の危機克服のため基本的な考え方をまとめるための全庁的な組織として、「東京都行財政緊急対策プロジェクトチーム」が編成され、11月に報告書が出されました。その中では、財政危機の原因としてインフレと不況の同時進行による支出急増と税収停滞、税源配分の国への偏在や地方税財政制度の構造的矛盾、内部努力の不徹底による機構と人員の硬直化と肥大化の三点が指摘されました。そして危機打開のために、地方税財政改革を国に求めるのと同時に、都自らの力による財源拡充の方策として固定資産税、自動車税の超過課税や新たな法定外普通税の創設などについて提言しています。



資料には、庁議において当時の美濃部亮吉都知事が、この報告書を受けて、既定経費見直しの委員会を50年12月中に発足させることや、税収増加のための取組を実行すること、さらに今後の都政の課題は外部努力より内部努力に集中するだろうと発言したことが記されています（上写真）。

実際に、12月には「東京都行財政改革推進委員会」が設置、翌年6月までに四次にわたって行財政3カ年計画策定の基本方針・事務事業整理・組織改革案などについて報告され、その内容は51年度予算で具体化されました。

「30年公開」は、現在、昭和54年度に作成された文書について公開の準備を行っています。4月1日に公開いたしますので、是非、ご利用ください。

事業紹介

## 文書引継ぎ担当者説明会

公文書館では、主務課からの文書引継促進のための取組の一つとして「文書引継ぎ担当者説明会」を開催しています。この説明会では、各主務課において文書の管理事務を担当する職員（ファイル責任者）を対象に、毎年度の引継業務を円滑に実

施できるように、公文書館への文書の引継業務の流れや手続等を説明しています。

平成 21 年度は 11 月 18 日に開催しましたので、その内容をご紹介します。

### 《 平成 21 年度 文書引継ぎ担当者説明会 》

- I 公文書管理法の目指すもの 【 国立公文書館企画法規専門官 】
- II 文書総合管理システムによる適切な文書管理について 【 総務局総務部文書課 】
- III 公文書館説明 【 東京都公文書館 】
  - ①公文書館への引継ぎから閲覧利用に至るまでの業務フロー
  - ②公文書館への文書の引継ぎ
  - ③東京の歴史をつなぐ ～現代文書調査・収集事業のご紹介～

では、国立公文書館の中原茂仁企画法規専門官をお招きして、公文書管理の必要性だけでなく、6月24日に成立した「公文書等の管理に関する法律」の制定に至るまでの経緯や、法内容については統一的文書管理体制の構築、国立公文書館への適切な移管の推進、文書管理の適切性を確保する仕組みの整備、外部知見の活用機会の充実、の4つのポイントを分かりやすく講演していただきました。参加者の中には国の動向などを初めて知る職員も多く認識を新たにし、さらに自らの業務に立ち戻って行政組織における文書管理の必要性を改めて実感したようでした。

なお、東京都では平成13年3月に策定された電子都庁推進計画に基づき開発された文書総合管理システムにより、一元的に文書管理が行われています。では、文書課職員からこのシステムの操作方法を中心に、適正な処理の重要性とそれにより事務の進行状況が把握できる旨の説明がありました。これを受けて、として、公文書館への文書引継業務から閲覧利用までの流れと、実際の手続・システム上の処理について説明しました。最後に、当館でプロジェクト・チームを立ち上げて

取り組んでいる現代文書調査・収集事業について紹介しました。この取組は、本誌第11号（平成19年9月発行）でも取り上げましたが、当館では明治・大正期と比較して昭和20～40年代の文書が非常に少なく、戦後の東京都の歴史に「空白」が生じてしまうという危機感から、この時代の文書所在調査や収集を行っているものです。活動も今年度で3年目となり徐々にその成果が出始めていることをお話ししました。

説明会全体を通して、参加者からは引継業務や手続だけでなく公文書館における文書の保存や利用についても質問があり、公文書館業務について関心を持ってもらえたようでした。また、説明会に対するアンケートを実施したところ、職員が日頃から文書管理を意識しつつも、業務上で必要な処理方法については馴染みがないために、不安を感じている実態が窺えました。

公文書館としては、今後も説明会等を通じて庁内各課に文書管理の必要性や積極的な文書の引継を呼びかけていくとともに、当館で保存している文書の利用方法などを広く周知していきたいと考えています。

刊行物のご案内 - 『都史資料集成』第9巻 -



既刊の第1巻～第8巻

今日の特別区につながる区の歴史は、明治 11 年(1878)の郡区町村編制法による 15 区の設置に始まります。この東京府の区は、明治 22 年(1889)市制町村制施行に伴い、基礎的自治団体たる東京市の下部組織と位置づけられました。しかし、東京市の区は、他の都市の区と異なり、その後一貫して法人格をもった団体として存続します。

このように、他に類をみない独自性をもった東京の区について、その設置から大東京市 35 区の成立に至るまでの制度的な変遷・権限の変化を踏まえながら、区政運営の実態に焦点をあて、資料を収録・構成したのが本書です。

本書では、区の実態を示す基礎的な資料として、決算書や区会議事速記録、事務報告書などを収録

したほか、昭和 7 年(1932)の大東京市成立時に編入された新市域の行財政の実態を、渋谷区を素材として明らかにしました。また、区を単位として系統化された、地域の諸団体・住民組織に関する資料についても収録しています。

目次は以下のとおりです。

- 第一 郡区町村編制法時代の区
- 第二 区の事務
- 第三 渋谷町から渋谷区へ 決算書にみる
- 第四 地域問題と区会
- 第五 騒擾・災害
- 第六 青年団・在郷軍人会
- 第七 公民会・町内会・町総代

ご紹介した『都史資料集成』第9巻は、平成 22 年 3 月下旬刊行を予定しております。是非、ご一読ください。

販売場所：**都民情報ルーム**（都庁第一本庁舎 3 階） 9:00 ~ 18:15  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1  
TEL 03 - 5388 - 2276（直通）  
FAX 03 - 5388 - 1335

販売価格：『都史資料集成』第9巻「大東京市 35 区の成立」 4,710 円



